

いつでもどこからでもできる
電子申請を利用してできる様々な手続き！



引越し手続きはマイナポータルで



マイナンバーカードをお持ちの方が町外の市区町村へ引越しをする際は、**マイナポータル**からオンラインで転出届を提出できます。このサービスを利用すると、役場窓口への来庁が原則不要になります。

申請期間

新しい住所に住み始める日の30日前から新しい住所に住み始めた日(転入日)の10日後まで

注意事項

- マイナポータルを通じて転出届をした後は、転入日から14日以内にお住まいとなった市区町村の窓口で転入届を提出してください。
- 転入日から11日以上経過した方、15歳未満の方は、来庁または郵送により転出の届出を行ってください。
- 国外転出の場合は役場窓口へ来庁してください。

問合せ先 町民保険課 TEL366・7115



マイナポータル
(引越し手続きについて)

マイナンバーカードを使って コンビニで証明書が取得できます



窓口より
**50~150円
安く
取得できます!**

マイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニエンスストア等に設置のマルチコピー機から各種証明書を取得できます。

サービス利用可能時間

午前6時30分から午後11時まで ※12月29日~1月3日、システムメンテナンス日(不定期実施)を除く

取得できる証明書	取得できる人	交付手数料
住民票の写し(世帯全員・個人) 住民票記載事項証明書	本人及び本人と同一世帯の方	150円
戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) 戸籍一部事項証明書(戸籍抄本)	住所・本籍がともに川越町にある方 及び同一戸籍の方	300円
現在戸籍の附票の写し		150円
印鑑登録証明書	本人(印鑑登録している方)	150円
町・県民税所得証明書 町・県民税(非)課税証明書 町・県民税納税証明書	本人(最新年度のみ)	150円

注意事項

- 川越町に住民登録がない方、15歳未満の方、支援措置等の申し出をしている方、成年被後見人の方は、コンビニ交付サービスを利用できません。
- 異動届を出されてすぐの方は、サービスを利用できない場合があります。
- 住民票コード・マイナンバーの入った住民票の写しは、コンビニエンスストアの証明書交付サービスではお取り扱いできません。

問合せ先 【税証明に関すること】税務課 TEL366・7114
【申請・その他証明に関すること】町民保険課 TEL366・7115



4月1日から役場庁舎 窓口・電話の対応時間を変更します

行政運営や行政手続の効率化を進めるため、役場庁舎の窓口と電話の対応時間を変更します。

なお、戸籍の届出や緊急対応は、窓口と電話の対応時間以外でも従来どおり行います。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

変更の概要

対象施設 役場庁舎

窓口と電話の対応時間

4月1日から **【変更前】午前8時30分~午後5時15分**
【変更後】午前9時~午後4時30分

- 午後4時30分から翌開庁日午前9時までの間の緊急の問い合わせは、夜間窓口、役場庁舎1階総合案内または夜間休日ダイヤル059・366・7111までお願いします。
- マイナンバーカードを使って、住民票などの証明書がコンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機で取得できます。ぜひご利用ください。

町では、窓口での滞在時間を短縮する「書かない窓口」や、窓口に行かなくても電子申請で各種手続ができる「行かない窓口」など住民サービスや利便性の向上を目指していきます。

問合せ先 総務課 TEL366・7113

川越診療所からお知らせ 4月1日から、診療所の窓口・電話対応開始時間を変更します

【変更前】8:30~ → **【変更後】8:45~**

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

診療時間 9:00~11:30、13:30~16:30
診療時間の変更はありません

問合せ先 川越診療所 TEL365・0776

福祉医療費受給資格証をお持ちの方

県外医療機関等受診の福祉医療費助成の電子申請ができます



福祉医療費助成における、県外医療機関等受診分の助成申請が電子申請でも行えるようになりました。時間・場所を問わずに申請ができます。

対象

- 子ども医療費
- 一人親家庭等医療費
- 障害者医療費(65歳以上障害者医療費の受給資格証をお持ちの方は、申請不要なため対象外)

県外医療機関等受診の福祉医療費助成の電子申請(HP)→



申請方法

申請フォームより必要事項を入力し、必要書類を撮影した画像を添付してください。詳しくは、ホームページをご覧ください。

問合せ先 福祉課 TEL366・7116
子ども家庭課 TEL366・7130

申請フォーム→

